

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 5 年 第 1 回 臨 時 会 会 議 録

1 日 時	令和5年7月11日(火) 午後2時20分から3時27分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	神子修一				
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三 委員 若山晋
	四	委員 関根桂子	五	委員 森田高正	
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、谷掛学校教育課副課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会第1回臨時会を開会する。				
2 会議録の承認について	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会6月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。				
	— 各委員、特に意見なし —				
	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会6月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。				
	— 各委員、了承 —				
	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会6月定例会の議事録は、承認する。				
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、5番の森田委員にお願いする。				
4 議事の取扱い	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が1件、審議事項が1件の計2件である。 なお、本日の案件については、全て公開として取り扱う。				
5 報告事項(公開案件)	神子教育長： 教委報告第43号「令和5年第2回北本市議会定例会一般質問答弁について」について、教育部長より説明をお願いする。				
	(1) 教委報告第43号「令和5年第2回北本市議会定例会一般質問答弁	草野教育部長： (教委報告第43号の説明)			
		神子教育長： 教委報告第43号について、質疑はあるか。			
	— 特に意見なし —				

<p>について」</p> <p>6 議案審議(公開案件)</p> <p>(2) 教委議案第33号「令和6年度使用小学校用教科書用図書採択について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第43号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第43号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 審議案件に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第33号「令和6年度使用小学校用教科書用図書採択について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第33号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第33号について、まず国語の図書採択について質疑はあるか。</p> <p>神子教育長： 先生方からすると光村が使いやすいと思う。 次学年に子供達に移っても同じ出版会社の方が繋がりが あり、馴染みやすいため、個人的には事務局案に賛成である。</p> <p>久保田委員： 特に国語においては、取り扱う題材、文章が例年同じであり、教科書が代わり他の題材、文章を扱うとなると、教える先生の負担がとて大きくなると考え、現行の光村図書がよいと考える。</p> <p>神子教育長： 他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 国語の図書採択については、事務局案の第1案光村図書、第2案東京書籍、第3案教育出版としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： それでは、国語の図書採択については、事務局案のとおり第1案光村図書、第2案東京書籍、第3案教育出版とする。</p> <p>神子教育長： 次に書写の図書採択について質疑はあるか。</p> <p>黒川委員： 国語との繋がりがあある教科であるため、国語と合わせる方がよいのではないか。</p>
---	---

神子教育長：他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長：書写の図書採択については、事務局案の第1案光村図書、第2案東京書籍、第3案教育出版としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長：それでは、書写の図書採択については、事務局案のとおり第1案光村図書、第2案東京書籍、第3案教育出版とする。

神子教育長：次に社会の図書採択について質疑はあるか。

久保田委員：5・6年生の教科書が分冊となっているのは、工夫があつて素晴らしい。

神子教育長：今の教科書は、以前と比べて紙が違うために重たい。色がきれいに発色する紙を使っているので重たくなっている。
分冊されていると、子供の負担も減るのではないか。

神子教育長：他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長：社会の図書採択については、事務局案の第1案東京書籍、第2案教育出版、第3案日本文教としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長：それでは、社会の図書採択については、事務局案のとおり第1案東京書籍、第2案教育出版、第3案日本文教とする。

神子教育長：次に地図の図書採択について質疑はあるか。

神子教育長：先生方からすると、教科書の後ろ側のデータを見ると帝国書院の方が充実している。
逆に、東京書籍は二次元バーコードを活用しているようである。

黒川委員：社会の教科書で東京書籍を使い、あえて地図では帝国書院を活用しているという話を聞いて、一理あると感じた。

神子教育長： 他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 地図の図書採択については、事務局案の第1案帝国書院、第2案東京書籍としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： それでは、社会の図書採択については、事務局案のとおり第1案帝国書院、第2案東京書籍とする。

神子教育長： 次に算数の図書採択について質疑はあるか。

黒川委員： 算数がどのように発展してきたかについても記載があり、世界のひっ算、和算の紹介もされており、東京書籍がよいと考える。

啓林館は表紙が数学的で算数を勉強する気にさせるのではないか。

神子教育長： 他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 地図の図書採択については、事務局案の第1案東京書籍、第2案啓林館、第3案教育出版としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： それでは、社会の図書採択については、事務局案のとおり第1案東京書籍、第2案啓林館、第3案教育出版とする。

神子教育長： 次に理科の図書採択について質疑はあるか。

森田委員： 教育出版については、プログラミングについて興味がわくように工夫されていた。

予想の立て方や進め方、ノートの記載方法も細かく記載されていた。

啓林館についても、活動して、予想立てて、計画立てて、観察して、実験して、結果をどうまとめていくかといった視線の誘導が広角的で良かった。

大日本図書については、岩や地質の写真がとてもきれいで

そういう場所に行ってみたいという気持ちになった。

また、カーボンニュートラルについて先端的な記載をしているというイメージを持った。

黒川委員： どの出版社も課題を見つけ、問題を設定して、計画を立てて、予測して、実験・結果を出して、まとめるという流れはあるものの、教育出版はレイアウト左側の縦線を効果的に使っており、流れがわかりやすい。

神子教育長： 他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 理科の図書採択については、事務局案の第1案教育出版、第2案啓林館、第3案大日本図書としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： それでは、理科の図書採択については、事務局案のとおり第1案教育出版、第2案啓林館、第3案大日本図書とする。

神子教育長： 次に生活の図書採択について質疑はあるか。

久保田委員： 教育出版で支障ないと考える。

また、東京書籍の写真やイラストは効果的に活用されており、素晴らしい。

黒川委員： 色々な生活環境がある中で、生き立ちについての記載については配慮する必要があると考える。

木暮学校教育課長： 教科書を使って授業をしていくものの、教科書だけで授業を行う訳ではなく、教員が適宜工夫し、児童の家庭環境に配慮しながら授業をすることで教科書を効果的に活用できるものとする。

神子教育長： 他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 生活の図書採択については、事務局案の第1案教育出版、第2案東京書籍、第3案大日本図書としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： それでは、生活の図書採択については、事務局案のとおり第1案教育出版、第2案東京書籍、第3案大日本図書とする。

神子教育長： 次に音楽の図書採択について質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 音楽の図書採択については、事務局案の第1案教育芸術社、第2案教育出版としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： それでは、生活の図書採択については、事務局案のとおり第1案教育芸術社、第2案教育出版とする。

神子教育長： 次に図画工作の図書採択について質疑はあるか。

神子教育長： 図画工作は、他の教科よりも教科書が変わることについての影響が大きいのではないか。

久保田委員： 子供が楽しんで工作する写真が掲載してある中で、マスク着用の有り無しによる写真で印象が変わる。

神子教育長： 図画工作の図書採択については、事務局案の第1案開隆堂、第2案日本文教としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： それでは、図画工作の図書採択については、事務局案のとおり第1案開隆堂、第2案日本文教とする。

神子教育長： 次に家庭の図書採択について質疑はあるか。

関根委員： 開隆堂については、調理等の手順がとても見やすいと感じた。

神子教育長： 他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 家庭の図書採択については、事務局案の第1案開隆堂、第2案東京書籍としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： それでは、生活の図書採択については、事務局案のとおり第1案開隆堂、第2案東京書籍とする。

神子教育長： 次に保健の図書採択について質疑はあるか。

黒川委員： 東京書籍の5・6年生については、心の健康や犯罪被害といった分野が丁寧に記載されている。

生活習慣病、喫煙、薬物使用といった部分が詳しく書かれており、第2案としてよいと考える。

光文書院の5・6年生については、肺と肝臓の喫煙等による影響を受けた写真が分かりやすいため、事務局案のとおりでよいと考える。

神子教育長： 他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 保健の図書採択については、事務局案の第1案学研、第2案東京書籍、第3案光文書院としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： それでは、保健の図書採択については、事務局案のとおり第1案学研、第2案東京書籍、第3案光文書院とする。

神子教育長： 次に英語の図書採択について質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 英語の図書採択については、事務局案の第1案開隆堂、第2案東京書籍、第3案教育出版としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： それでは、英語の図書採択については、事務局案のとおり第1案開隆堂、第2案東京書籍、第3案教育出版とする。

神子教育長： 次に道德の図書採択について質疑はあるか。

神子教育長： 学校の先生方の使いやすさ、指導のしやすさを踏まえて事務

<p>7 その他</p> <p>8 閉会の宣言</p>	<p>局案となっているのであれば、事務局案のとおりでよいと考えるが、他に御意見あるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 道德の図書採択については、事務局案の第1案学研、第2案東京書籍、第3案教育出版としてよいか。</p> <p>— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： それでは、道德の図書採択については、事務局案のとおり第1案学研、第2案東京書籍、第3案教育出版とする。</p> <p>神子教育長： 教委議案第33号については、可決としてよいか。</p> <p>— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第33号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会第一回臨時会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和5年7月27日</p> <p>教育長 <u>神子 修一</u></p> <p>署名委員 <u>森田 高正</u></p> <p>書記 <u>落合 元</u></p>